

収入保険の事業規程の変更について

○変更する旨

所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）により、連結納税制度が廃止されたことに伴い、所要の改正を行います。

所得税法等の一部を改正する法律における法人税法の改正により連結納税制度に関する規定が削除されたことに伴い、連結親法人を農業経営収入保険の保険資格者として規定した農業保険法の連結納税制度に関する規定が削除されました。このため、事業規程においても、連結納税制度に関する規定を削除いたします。

○変更点

変 更 後	現 行
全国農業共済組合連合会事業規程	全国農業共済組合連合会事業規程
第2章 農業経営収入保険事業	第2章 農業経営収入保険事業
第1節 通則	第1節 通則
(保険資格者)	(保険資格者)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1) (略)	(1) (略)
① (略)	① (略)
② 法人の場合、加入申請日の属する事業年度の 前事業年度	② 法人の場合、加入申請日の属する事業年度 <u>(連結親法人(当該連結親法人による連結完全 支配関係にある連結子法人を含みます。以下同 じ。))にあつては、連結事業年度。以下同じ。)</u> の前事業年度
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
2 前項の「青色申告提出年」とは、個人又は法人 ごとに、その提出する青色申告書(所得税法(昭和 40年法律第33号)第2条第1項第40号に規定する 青色申告書又は法人税法(昭和40年法律第34号) 第2条第36号に規定する青色申告書をいいます。 以下同じ。)の対象となる年(事業年度を含みます。 以下同じ。)をいいます。ただし、所得税法第67条 の規定の適用を受けた年以前の年及びその期間の 収入につき青色申告書を提出しなかった年より前 の年を除きます。	2 前項の「青色申告提出年」とは、個人又は法人 <u>(連 結親法人を含みます。)</u> ごとに、その提出する青色申 告書(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第 1項第40号に規定する青色申告書、法人税法(昭和 40年法律第34号)第2条第37号に規定する青色申 告書又は同条第32号に規定する連結確定申告書をい います。以下同じ。)の対象となる年(事業年度を含 みます。以下同じ。)をいいます。ただし、所得税法 第67条の規定の適用を受けた年以前の年及びその期 間の収入につき青色申告書を提出しなかった年より

<p>(保険期間)</p> <p>第5条 収入保険の保険期間は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人は、当該法人の事業年度の1年間</p> <p>第7節 その他</p> <p>(全国連合会による保険契約の解除)</p> <p>第42条 全国連合会は、次に掲げる場合は、被保険者に対する書面等による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、第3号に掲げる場合にあつては、積立金のみの支払を遅滞したときは、積立方式に限り解除することができます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業年度の変更</p> <p>当該保険期間に係る事業年度が1年未満とされた場合又は1年を超えることとされた場合</p> <p>2～7 (略)</p>	<p>前の年を除きます。</p> <p>(保険期間)</p> <p>第5条 収入保険の保険期間は、次に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法人は、当該法人の事業年度の1年間<u>(連結親法人は、当該連結親法人の連結事業年度の1年間)</u></p> <p>第7節 その他</p> <p>(全国連合会による保険契約の解除)</p> <p>第42条 全国連合会は、次に掲げる場合は、被保険者に対する書面等による通知をもって、保険契約を解除することができます。ただし、第3号に掲げる場合にあつては、積立金のみの支払を遅滞したときは、積立方式に限り解除することができます。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 事業年度<u>又は連結事業年度</u>の変更</p> <p>当該保険期間に係る事業年度<u>又は連結事業年度</u>が1年未満とされた場合又は1年を超えることとされた場合</p> <p>2～7 (略)</p>
--	---

○効力発生時期

この規程の変更は、農林水産大臣の認可を受けた日から施行し、令和4年4月1日以後に保険期間が開始する保険契約から適用する。